

計算書類に対する注記

【法人全体用】

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等 — 償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品、ソフトウェア、その他の固定資産 — 旧定額法、新定額法
- ・有形・無形リース資産

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

契約1件当たりのリース料総額300万円以下のリース資産又はリース期間1年以内のリース資産

簡便処理とし、賃貸借取引に準拠する。なお、一の資産を各拠点で分割計上する場合についても

契約1件あたりの基準を適用する為、各拠点負担計上額では300万円以下となる場合がある。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金 — 職員の退職金の支給に備えるため、自己都合による要支給額のうち、財団法人栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団の法人拠出掛金累計額を計上しています。
- ・賞与引当金 — 職員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積計上しています。
- ・役員退職慰労引当金 — 役員の退職金の支給に備えるため、自己都合による要支給額を計上しています。

3. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・退職給付制度は、以下の制度により行っている。
 - ① 財団法人栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団の退職共済制度
 - ② アクサ生命保険の特定退職金共済制度

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

- ・当法人の作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類

- 会計基準省令第一号第一様式（第十七条第四項関係）
- 会計基準省令第二号第一様式（第二十三条第四項関係）
- 会計基準省令第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

(2) 事業区分別内訳表

- 会計基準省令第一号第二様式（第十七条第四項関係）
- 会計基準省令第二号第二様式（第二十三条第四項関係）
- 会計基準省令第三号第二様式（第二十七条第四項関係）

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表

- 会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）
- 会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）
- 会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表

- 会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）
- 会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）
- 会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表

会計基準省令第一号第三様式（第十七条第四項関係）

会計基準省令第二号第三様式（第二十三条第四項関係）

会計基準省令第三号第三様式（第二十七条第四項関係）

- ・当法人では、収益事業区分を設けていないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部 拠点区分（社会福祉事業）

「法人本部」

イ 而今荘 拠点区分（社会福祉事業）

「特別養護老人ホーム」

「老人短期入所事業（介護予防を含む。）」

「老人デイサービスセンター（介護予防及び日常生活支援総合事業を含む。）」

「老人居宅介護等事業（介護予防及び日常生活支援総合事業を含む。）」

「居宅介護支援事業（老人介護支援センターを含む。）」

「社会貢献事業」

ウ にこんきつれ荘 拠点区分（社会福祉事業）

「特別養護老人ホーム」

「老人短期入所事業（介護予防を含む。）」

「老人デイサービスセンター（介護予防及び日常生活支援総合事業を含む。）」

「老人居宅介護等事業（介護予防及び日常生活支援総合事業を含む。）」

「居宅介護支援事業（老人介護支援センターを含む。）」

「地域包括支援センター（介護予防支援事業及び日常生活支援総合事業を含む。）」

「社会貢献事業」

エ 城下庵 拠点区分（社会福祉事業）

「小規模多機能型居宅介護事業（介護予防を含む。）」

「認知症対応型老人共同生活援助事業（介護予防を含む。）」

「社会貢献事業」

オ 而今桜 拠点区分（社会福祉事業）

「特別養護老人ホーム」

「老人短期入所事業（介護予防を含む。）」

「社会貢献事業」

カ ケアプラザ而今 拠点区分（社会福祉事業）

「特別養護老人ホーム」

「老人短期入所事業（介護予防を含む。）」

「老人デイサービスセンター（介護予防及び日常生活支援総合事業を含む。）」

「老人居宅介護等事業（介護予防及び日常生活支援総合事業を含む。）」

「居宅介護支援事業（老人介護支援センターを含む。）」

「配食サービス事業」

「社会貢献事業」

キ ケアハウスケアプラザ而今 拠点区分（社会福祉事業）

「ケアハウス（介護予防を含む。）」

「社会貢献事業」

ク 養護老人ホームアオーラ而今 拠点区分（社会福祉事業）

「養護老人ホーム（生活管理指導事業を含む。）」

「社会貢献事業」

ケ ケアハウスアオーラ而今 拠点区分（社会福祉事業）

「ケアハウス（介護予防を含む。）」

「社会貢献事業」

コ 美渉 拠点区分（社会福祉事業）

「特別養護老人ホーム」

「地域包括支援センター」

「介護予防支援事業（日常生活支援総合事業を含む。）」

「地域交流サロン事業」

「高齢者用住宅生活者援助事業」

「社会貢献事業」

- サ ナーサリーにここ 拠点区分（社会福祉事業）
「ナーサリー」
「社会貢献事業」
- シ カルベ而今 拠点区分（社会福祉事業）
「特別養護老人ホーム」
「社会貢献事業」
- ス 栃木介護福祉士専門学校 拠点区分（公益事業）
「栃木介護福祉士専門学校」
「社会貢献事業」
- セ 福祉サービス第三者評価事業 拠点区分（公益事業）
「福祉サービス第三者評価事業」
- ソ クリニック美渉 拠点区分（公益事業）
「クリニック」

- (7) 借入金明細書(別紙3 (①)) は該当なし。
 (8) 寄附金収益明細書(別紙3 (②)) は該当なし。
 (9) 補助金事業収益明細書(別紙3 (③))
 (10) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書(別紙3 (④))
 (11) 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書(別紙3 (⑤))
 (12) 基本金明細書(別紙3 (⑥))
 (13) 国庫補助金等特別積立金明細書(別紙3 (⑦))
 (14) 財産目録(別紙4)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

- 基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	465,982,085			465,982,085
建物	3,065,765,769		196,493,722	2,869,272,047
合計	3,531,747,854	0	196,493,722	3,335,254,132

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

- 該当なし

8. 担保に供している資産

- 該当なし

9. 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

- 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	6,661,518,235	3,792,246,188	2,869,272,047
建物	270,905,043	23,025,274	247,879,769
構築物	264,332,920	133,867,886	130,465,034
車輛運搬具	91,019,978	85,348,925	5,671,053
器具及び備品	571,956,388	434,183,217	137,773,171
有形リース資産	71,126,880	16,803,922	54,322,958
合計	7,930,859,444	4,485,475,412	3,445,384,032

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- 該当なし

1 1. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は以下のとおりである。

種類及び銘柄	帳簿価格	時価	評価損益
出資金：共同組合77株→瑞穂	10,000	10,000	0
	0	0	0
合 計	10,000	10,000	0

1 2. 関連当事者との取引の内容

・該当なし

1 3. 重要な偶発債務

・該当なし

1 4. 重要な後発事象

・該当なし

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

・該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) その他重要な事項に係る明細書として以下を附属します。

・法人全体に関する「基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書」（別紙3（⑧））

(2) 前払費用の内訳について

・前払費用について支払資金の範囲に含まれるものと、一年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

支払資金の属性内訳	当年度末残高	前年度末残高
支払資金の範囲に含まれる前払費用	244,973	133,973
一年基準により長期前払費用より振り替えられた前払費用	2,816,216	2,576,212
貸借対照表計上額	3,061,189	2,710,185

以 上